橘処理センター維持管理情報

平成23年9月

廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号イに係る項目

<u> </u>	<u>′ —'// </u>	クールのが	
項目	対象	種類	数量 (t)
処分した一般廃棄物の種類及び数量	1号炉	可燃性混合廃棄物	4, 054. 58
	2号炉	可燃性混合廃棄物	206. 16
	3号炉	可燃性混合廃棄物	4, 058. 02

廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ロ及びホ^{※1}に係る項目

項目	測定の結果が得られた年月日		平成23年9月1日 ~ 平成23年9月30日		
	対象	測定を行った位置	測定の結果 ^{※2}	基準値	
燃焼室中の燃焼ガスの温度(℃)	1号炉 2号炉 3号炉	炉出口 炉出口 炉出口	859 826 858	800℃以上	
集じん器に流入する ^{※3} 燃焼ガスの温度 (℃)	1号炉 2号炉 3号炉	集じん器入口 集じん器入口 集じん器入口	225 223 226	おおむね 200℃以下	
煙突から排出される排ガス中の 一酸化炭素の濃度(ppm)	1号炉 2号炉 3号炉	集じん器出口 集じん器出口 集じん器出口	14. 5 55. 3 11. 6	100ppm以下	

廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ハに係る項目

項目	対象	除去を行った年月日
冷却設備にたい積した ばいじんの除去	1号炉	運転中のため未実施
	2号炉	平成23年9月5日
	3号炉	運転中のため未実施
排ガス処理設備にたい積した ばいじんの除去	1号炉	運転中のため未実施
	2号炉	平成23年9月5日
	3号炉	運転中のため未実施

感棄物処理法施行規則
管型
の
る
の
で
の
、
、
で
を
が
り
の
、
、
の
、
、
と
と
と
と
と
と
、
り
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、

<

廃棄物処理法施行規則第四条の五の) <u></u> 第一	<u> 号二に係る埧目</u>			
		測定に係る排ガスを 採取した年月日		測定の結果の 得られた年月日	
	1号炉	年2,6回の測定のため9月分測定	なし 年2,6回の測定の		のため9月分測定なし
項目	2号炉	平成23年8月25日(ダイオキシン類以外) 平成23年9月7		(ダイオキシン類以外)	
	3号炉	平成23年8月25日(ダイオキシン類以外) 平成23年9月7日		(ダイオキシン類以外)	
	対象	測定に係る排ガスを 採取した位置	測定の結果		基準値
海南よう地川をなる地式ったの	1号炉	-	年2回の測定のため		
煙突から排出される排ガス中の ダイオキシン類の濃度(ng-TEQ/m³N)	2号炉	-	9月分測定なし		1. Ong-TEQ/m ³ N
	3号炉	-		JJ	G
硫黄酸化物濃度(ppm) 【硫黄酸化物排出量(m ³ N/h)】	1号炉	-	9月分測定なし		_
	2号炉	集じん器出口	1.0未満【0.032未満】		【42.15m ³ N/h】
	3号炉	集じん器出口	1.0未満【0.031未満】		[42. 13III N/ II]
ばいじん濃度 (g/m³N) (O ₂ 12%換算)	1号炉	-	9月分測定なし		_
	2号炉	集じん器出口	0.0010未満		$0.04 \mathrm{g/m^3 N}$
	3号炉	集じん器出口		0.0010未満	
塩化水素濃度(mg/m³N) (O ₂ 1 2 %換算)	1号炉	-	9,	月分測定なし	0
	2号炉	集じん器出口		3. 4	$550 \mathrm{mg/m}^3 \mathrm{N}$
	3号炉	集じん器出口		2. 1	
窒素酸化物濃度 (ppm) (O ₂ 12%換算)	1号炉	-	9月分測定なし		0.00
	2号炉	集じん器出口	36		300ppm
	3号炉	集じん器出口		41	

- ※1 固形燃料未使用、ばいじん又は焼却灰の焼成なし。
- ※2 測定の結果については、月の平均値とする。
- ※3 集じん器に流入する燃焼ガスの温度は、集じん器の性能上の理由から 2 3 0 $^{\circ}$ Cに設定。 (煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度は、平成21年度公表値0.0028ng-TEQ/m³N)